

令和元年8月16日

浜松市議会議会運営委員会
委員長　波多野　亘様

浜松市議会議会改革検討会議
委員長　太田　康隆

協議結果報告書

前期の議会改革検討会議から申し送りのあった決算審査特別委員会の運営方法等について、令和元年6月6日から同年8月16日までの間に5回の会議を開催し、協議した結果を下記のとおり報告します。

記

1 決算審査特別委員会の正副委員長について

- (1) 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- (2) 原則として、委員長には議会運営委員会の委員長が、副委員長には互選により同委員会の副委員長のうちから1人が就任する。

2 決算審査特別委員会での締めくくり質疑について

- (1) 実施に当たっては締めくくり質疑通告書によりあらかじめ通告することとし、発言順序は通告のあった会派のうち大会派順とする。
- (2) 発言内容は、決算審査を踏まえた上で意見・要望も述べることができることとする。
- (3) 発言方法は、通告時に一括方式または分割方式のどちらかを選択する。
- (4) 発言回数は、一括方式は3回まで、分割方式は区分ごとに3回までとする。
- (5) 答弁者は質疑者が指名する者とし、答弁順序は市長を1番目として、その後は質疑項目の順とする。また、分割方式の場合も区分ごとに同様とする。

3 分科会について

- (1) 第1分科会の所管事項は、総務委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち土木部及び上下水道部に関するものとする。
- (2) 第2分科会の所管事項は、厚生保健委員会及び環境経済委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち都市整備部及び消防に関するものとする。

- (3) 第1分科会は、決算審査特別委員会委員のうち、総務委員会及び市民文教委員会に所属する委員並びに建設消防委員会委員であって決算審査特別委員会において指名した者で組織する。
- (4) 第2分科会は、決算審査特別委員会委員のうち、厚生保健委員会及び環境経済委員会に所属する委員並びに建設消防委員会委員であって決算審査特別委員会において指名した者で組織する。
- (5) 分科会ごとに主査1人を置き、原則として各分科会の委員のうち常任委員会の委員長の職にある者の中から互選により選任する。
- (6) 分科会ごとに副主査2人を置き、原則として各分科会の委員のうち常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかったものをもって充てる。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が1人しかいない場合には、原則として当該分科会の委員のうち常任委員会の副委員長の職にある者の中から1人を互選により選任する。
- (7) 副主査は、分科会報告の要点整理を行うための資料として質疑及び答弁の概略等を記録する。
- (8) 審査は部局ごとに区分して行う。
- (9) 発言は会派ごとに行い、発言順序は大会派順とする。なお、次の審査区分の発言については、順次、次の会派にローテーションするものとする。

参考

平成 31. 2. 7 議会運営委員会了承
全員協議会了承

平成 30 年 12 月 12 日

浜松市議会議会運営委員会
委員長 和久田 哲男 様

浜松市議会議会改革検討会議
委員長 太田 康隆

協議結果報告書

平成 28 年 11 月 15 日から平成 30 年 12 月 12 日までの間において、決算の委員会審査のあり方について、広島市議会、千葉市議会及び会津若松市議会を視察するとともに、延べ 20 回の会議を開催し、協議した結果を下記のとおり報告します。

記

1 決算審査特別委員会の設置

- (1) 所管事項は、一般会計及び特別会計の決算審査とする。
- (2) 各常任委員会への分割付託から特別委員会への一括付託とする。
- (3) 議長及び監査委員である議員は、委員とならない。

2 決算審査特別委員会（全体会）の運営

- (1) 当局出席者は、本会議出席者と同様とする。
- (2) 採決前に各会派の代表者から、持ち時間制による締めくくり質疑を行う。
なお、持ち時間制は委員の発言時間とし、交渉団体にあっては 1 団体 15 分以内、非交渉団体にあっては 10 分（非交渉団体が複数ある場合は合計 10 分）以内とする。
- (3) 決算審査の結果を次年度予算等へ反映するため、委員による指摘事項及び附帯意見の調整を行う。

3 分科会の設置

- (1) 2 つの分科会をそれぞれ 2 日間開催し、発言は会派割総数（180 分）及び議員割総数（180 分）により計算した持ち時間制とする。
- (2) 各分科会の所管及び委員構成等は、別途協議するものとする。
- (3) 分科会の数及び運営等は、実績を踏まえた上で必要に応じて再検討する。
- (4) 当局出席者は、副市長以下とする。なお、副市長、監査委員、会計管理者並びに企画調整部長、総務部長及び財務部長は特段の理由がない限り常時出席すべきものとする。
- (5) 全体会への審査概要の報告は、各分科会で協議の上、（仮称）正副本査が主体となって作成する。

4 決算の委員会審査の変更に伴う施設整備等

- (1) 全体会及び分科会は、出席者数等により全員協議会室で開催することから、インターネット中継のための設備改修を行う。
- (2) 決算審査を持ち時間制で実施するため、残時間表示などを行うモニター等の設備整備を行う。

決算の審査方法の変更について

◎概要

- 常任委員会から決算審査特別委員会となります。
- 特別委員会では、一般・特別会計を審査し、企業会計は従来どおり、常任委員会で審査します。
- 委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く43人です。
- 原則として、委員長には議会運営委員会委員長が、副委員長は同委員会副委員長のうち1人が就任する。
- 副委員長は1人です。
- 特別委員会には委員全員で実施する全体会と半数の委員で実施する分科会（2分科会）があります。
- 実質的な審査は分科会で行います。
- これまで、本会議及び決算説明会で行っていた、決算概要の説明、監査審査結果報告、健全化比率等の報告は、全体会（1日目・分科会審査前）で行います。
- 委員会審査前に行っていいた総括質疑が委員会審査後に行う締めくくり質疑に変わります。
- 代表・一般質問で決算にかかる質疑（質問）も実施できます。
- 全体会（2日目・分科会審査後）では、分科会審査概要の報告、締めくくり質疑、意見表明（※）、採決、指摘事項、附帯意見の調整等が行われます。

※ 全体会での賛否の表明は議案名のみとし、詳細な意見表明（討論）は本会議で行います。

◎締めくくり質疑

	変更前（総括質疑）	変更後（締めくくり質疑）
実施会議	本会議	決算審査特別委員会全体会
実施場所	本会議場	全員協議会室
形態	各会派代表者	各会派代表者
実施時期	委員会審査前	分科会審査後、採決前
対象会計	一般会計、特別会計、企業会計	一般会計、特別会計
当局出席者	本会議出席者	本会議出席者
発言時間	交渉団体は10+所属人数×1分 非交渉団体は所属人数×2.5分 ※答弁を除く	交渉団体は15分 非交渉団体は合計10分 ※答弁を除く
通告制	あり	あり
発言内容	感想・意見・要望不可	意見・要望可
発言方式	一括質疑・一括答弁	一括・分割の選択制
発言回数	3回	一括質疑は3回まで 分割質疑は区分ごとに3回まで
発言順序	大会派順	大会派順
答弁者	質疑者の指名する者	質疑者の指名する者
答弁順序	市長を1番目として、その後は質疑項目順	市長を1番目として、その後は質疑項目順

◎分科会について

	変更前	変更後
実施会議	常任委員会	決算審査特別委員会分科会
審査会議数	5 委員会	2 分科会
実施場所	委員会室	全員協議会室
開催日数等	各委員会 2 日間で同時開催	各分科会 2 日間で別開催
会議時間	午前 9 時 30 分～審査終了まで	午前 9 時 30 分～午後 5 時
当局出席者	部長～課長補佐。(所管部分のみ)	副市長、監査委員、会計管理者、企画調整部長、総務部長、財務部長は常時出席。その他の部長等～課長補佐は所管部分のみ出席。
発言時間	規定なし	答弁時間を含めた会派持ち時間制
発言順序	規定なし	大会派順(2巡目以降はローテーション)
通告制	なし	なし
審査順序	部ごとに一般会計⇒特別会計	部ごとに一般会計・特別会計 ただし、課の数が多い場合は 2～3 分割
委員数	9～10人	20人～23人 ※議長及び議選監査委員 2人がどの常任委員会に所属しているかで変動する。
採決	あり	なし(全体会で採決)
会議報告	担当書記が主体となって作成	正副主査が主体となって作成。(音声反訳は担当書記)
副主査の業務	委員長の補佐	質疑項目の記録 補助的時間測定(正式な計測は事務局) 副主査の業務は 1 日で交代する

- 第1分科会は、総務委員会、市民文教委員会及び建設消防委員会の一部を所管します。
- 第2分科会は、厚生保健委員会、環境経済委員会及び建設消防委員会の一部を所管します。
- 建設消防委員会の所管事項のうち、土木部及び上下水道部に関するものを第1分科会に、都市整備部及び消防に関するものを第2分科会の所管とします。
- 分科会ごとに主査1人、副主査2人を置くこととします。
- 主査は原則として所管の委員長のうちから1人、副主査は原則として主査とならなかった委員長(2人いる場合は両人)及び副委員長のうちから1人の計2人が就任します。
- 主査及び副主査は、各分科会において互選により選任します。

決算審査に関する申し合わせ事項（案）

令和元. 議運 決定
令和元. 全協 了承

1 決算審査特別委員会の設置について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置する。
- (2) 決算審査特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除いた議員とする。
- (3) 委員の任期は、本会議において選任された日から付託された決算の審査が終了するまでとする。

2 決算審査特別委員会の正・副委員長について

- (1) 決算審査特別委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- (2) 委員長は、原則として議会運営委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、原則として議会運営委員会の副委員長2人のうちから1人をもって充てる。
- (4) 正・副委員長の任期は、決算審査特別委員会の委員の任期とする。

3 分科会の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に2つの分科会を設置し、それぞれの名称及び所管事項は次のとおりとする。

- ①第1分科会 総務委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち土木部及び上下水道部に関するもの
- ②第2分科会 厚生保健委員会及び環境経済委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち都市整備部及び消防に関するもの

(2) 委員

第1分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち総務委員会及び市民文教委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

第2分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち厚生保健委員会及び環境経済委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

(3) 主査

分科会ごとに主査1人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者の中から互選により選任する。

主査は、分科会の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

(4) 副主査

分科会ごとに副主査2人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかつたものをもつて充てる。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が1人しかいない場合には、当該分科会の委員のうち原則として常任委員会の副委員長の職にある者の中から1人を副主査とする。

副主査は、分科会での委員の質疑及び当局の答弁について要点を記すほか、主査の職務を補佐するものとする。

主査に事故があるときは、あらかじめ定める副主査が主査の職務を行う。

4 決算審査特別委員会の運営等について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、決算審査特別委員会の初日に財務部長が行うものとする。
- (2) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する監査意見は、決算審査特別委員会の初日に代表監査委員が行うものとする。
- (3) 決算審査特別委員会の最終日にそれぞれの分科会の主査から分科会での審査の経緯を報告するものとする。
- (4) 決算審査特別委員会で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する採決を行う前に、各歳入歳出決算に対する意見表明を行うことができる。なお、意見表明では、賛否を表明するのみとし、個別に賛否の理由を述べることはしないものとする。
- (5) 分科会報告で述べられた指摘事項については、決算審査特別委員会としての指摘事項、附帯意見とすべきかどうかを協議するものとする。

5 分科会の運営等について

(1) 開催日数

各分科会は、2日間ずつ開催することとする。なお、2つの分科会を同日に開催することはしないものとする。

(2) 定足数

分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 傍聴の取り扱い

分科会は、議員のほか、分科会の許可を得た者が傍聴することができる。

(4) 会派等の発言時間

分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、1分科会1日当たり会派割時間総数（180分）及び議員割時間総数（180分）に基づき算出した時間とする。なお、会派（非交渉団体を含む。）の発言時間には、当局の答弁時間を含むものとする。

各会派の1分科会1日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（180分）から非

交渉団体に分配する時間数（1団体×15分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

各会派の1分科会1日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（180分）を当該分科会の委員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の委員数を乗じて算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(5) 発言時間の計測

会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は議会事務局職員が計測することとし、発言中の会派の残時間については室内に表示する。

(6) 審査方法等

分科会での審査は部局ごとに取り扱うこととし、審査順序は決算審査特別委員会の初日に示すものとする。なお、各分科会の開催までに急遽、審査順序を変更する必要が生じた際には、分科会を開催する際に報告するものとする。

(7) 発言順序

発言は会派ごとに行い、発言順序は大会派順とする。なお、次の審査区分の発言については、順次、次の会派にローテーションするものとする。

(8) 発言内容の制限

分科会においては、採決を行わないことから討論は実施しないものとする。

(9) 審査経緯の報告

各分科会の審査経緯については、正副本査が主体となって取りまとめるものとする。

(10) 会議の運営等

会議の運営に当たっては、浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）第80条から第86条まで、第97条、第104条から第111条まで及び第113条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、「議長」とあるのは「決算審査特別委員会委員長」と、「議会」とあるのは「議会及び決算審査特別委員会」と読み替えるものとする。

(11) その他

この申し合わせ事項に定めるもののほか、分科会の運営については、決算審査特別委員会に諮って決算審査特別委員会委員長が定めるものとする。

6 当局出席者について

(1) 決算審査特別委員会

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、担当部長及び区長は、必要に応じて出席するものとする。

(2) 分科会

出席者は、原則として決算審査特別委員会の出席者（市長を除く。以下同じ。）並びに議題となっている事項を所管する課の課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員1人とする。ただし、区にあっては区長・副区長・区振興課長補佐（中区及び天竜区を除く）・第1種協働センター所長及び必要に応じてその他の職員1人とする。なお、副市長・監査委員・会計管理者並びに企画調整部長・総務部長及び財務部長は特段の理由がない限り常時出席するものとし、その他の全体会の出席者はそれぞれが所管する事項以外の審査においては出席を要しないものとする。

7 締めくくり質疑について

(1) 定義

締めくくり質疑は、決算に対して質疑に限らず、意見・要望を述べることができるるものとする。

(2) 形態

締めくくり質疑は、会派（非交渉団体を含む。）を代表して行うものとする。

(3) 実施時期等

締めくくり質疑は、分科会での審査を終えた後に開催する決算審査特別委員会において、両分科会の主査から分科会報告を行った後に行うこととする。

(4) 方式の選択

締めくくり質疑は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、締めくくり質疑通告書に一括または分割の別を明示する。

(5) 分割方式における分割区分及び締めくくり質疑の終結

分割は項目を単位として行うものとし、締めくくり質疑通告書に分割する箇所を明示する。また、締めくくり質疑の終結は、質疑者が通告の際に指定した区分ごとに終結するものとし、既に終えた項目については、さかのぼることはできないものとする。ただし、総括としての意見・要望はこの限りではない。

(6) 発言時間

締めくくり質疑の発言時間は、答弁の時間を除いて、交渉団体にあっては1団体15分以内、非交渉団体にあっては10分（非交渉団体が複数ある場合は合計で10分）以内とする。

(7) 発言回数

一括方式は3回まで、分割方式は区分ごとに3回までとする。

(8) 発言順序

締めくくり質疑は、所属議員数の多い会派（非交渉団体を含む。）から順に行う。なお、所属議員が同数の会派（非交渉団体を含む。）の発言順序は、議会運営委員会において協議する。

(9) 通告期限等

通告期限は議会運営委員会で定めた日時とし、通告に当たっては別に定める締めくくり質疑通告書により行うものとする。

(10) 答弁者

答弁者については、締めくくり質疑を行う議員が指名する。

(11) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質疑項目の順で行うものとする。また、分割方式においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質疑者は、できる限り答弁者が役職順になるよう質疑の構成に配慮することとする。

議会運営に関する申し合わせ事項

(該当事項のみ抜粋・改正案)

※なお、改正箇所は下線が引かれた部分です。

2 人事問題について

令和元. . 議会運営委員会 決定
令和元. . 全員協議会 了承

(1)及び(2) (略)

(3) 常任委員会について

ア 委員の任期満了時には、原則として全員交代するものとする。

イ 委員の任期中における所属変更は、やむを得ない場合に限り認める。

ウ 正・副委員長の任期は、原則として2年とする。

(4) 特別委員会（決算審査特別委員会を除く）について

正・副委員長の任期及び委員の所属変更は、常任委員会の申し合わせと同様とする。

(5) (略)

3 本会議における質問について

令和元. . 議会運営委員会 決定
令和元. . 全員協議会 了承

(1) (略)

(2) 質問の時期

2月定例会は、市長の施政方針にも関連して質問を行うことを考慮し、新年度関係議案が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

5月定例会及び9月定例会並びに11月定例会は、関係議案（9月定例会にあっては一般会計及び特別会計の歳入歳出決算）が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

(3)～(15) (略)

5 議案の説明方法について

令和元. . 議会運営委員会 決定
令和元. . 全員協議会 了承

市長提出議案（一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を除く）の説明方法は、原則として本会議における提案理由の説明後、会議を一たん休憩し、議案説明会を開くものとする。

また、本会議における議案に対する質疑については、事前に通告するものとする。

なお、質疑については、議案説明会でも行うものとする。

8 議案を委員会へ付託する場合の取り扱いについて

令和元. . . 議会運営委員会 決定
令和元. . . 全員協議会 了承

- (1) 議案（一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を除く）を委員会へ付託する場合は、原則として委員会条例第2条による所管部課を対象に付託する。
- (2) （略）
- (3) 特別会計の予算及び企業会計の予算・決算については、その事業を所管する常任委員会へ付託する。
- (4) 及び(5) （略）

22 特別委員会の1年間の活動報告について

令和元. . . 議会運営委員会 決定
令和元. . . 全員協議会 了承

- (1) 特別委員会の委員長（決算審査特別委員会の委員長を除く）は、2月定例会の最終の全員協議会において、当該委員会の1年間の活動報告を行うこととする。
- (2) 活動報告に対する質疑については、付託された案件を審議する本会議での委員長報告とは基本的に性格が異なることから遠慮願うこととする。

決算審査特別委員会の審査順序（第1分科会）

三

順序	認案番号	事件名	課名等	管轄者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	議会総務課（+局長） 議事課 調査法制課 人事委員会事務局（+局長） 監查事務局（+局長） 会計課（+管理者） 企画課	1 1 1 1 1 1 1
2	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	東京事務所 広聴広報課 国際課 情報政策課 秘書課 政策調査官（+政策補佐官） 人事課 政策法務課 職員厚生課 文書行政課	2 1 1 1 1 1 1 1
3	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	選挙管理委員会事務局（+局長） 教育総務課（+参事） 教育施設課 健康安全課 教職員課 教育センター 指導課 市立高等学校 道路企画課 道路保全課	1 3 1 1 1 1 2 1 2
4	認第5号 認第14号 認第15号 認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市育英事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市災害共済事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	教育総務課（+参事） 教育施設課 健康安全課 教職員課 教育センター 指導課 市立高等学校 道路企画課 道路保全課	3 1 1 1 1 1 1 1 1
5			河川課	1
6	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	上下水道総務課 上下水道セーフティ課 上下水道課	1 1 1
7	認第5号 認第11号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	上下水道セーフティ課 上下水道課	1 1 1

※答弁者には担当課長を含む

決算審査特別委員会の審査順序（第1分科会）

順序	認定番号	件名	2日目	
			課名等	答弁者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	中区 東区 西区 南区 北区 浜北区 天竜区	1 1 1 1 1 1 1
2	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	市民生活課 市民協働・地域政策課 UJD・男女共同政策課 創造都市・文化振興課 スボーツ振興課 文化財課 美術館 中央図書館	2 1 1 3 2 1 1
3	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	危機管理課 税務総務課 市民税課 資産税課 取扱対策課（+次長）	2 2 1 1 2
4	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	セッタマネジメント推進課 公共建築課 調達課 技術監理課	1 1 1 2
5	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	財政課	1
6	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算		
7	認第5号 認第18号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算	※答弁者には担当課長を含む	1 1

決算審査特別委員会の審査順序（第2分科会）

1日目

順序	議案番号	案件名	課名等	答弁者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	福祉総務課 障害福祉課	2
2	認第5号 認第6号 認第8号 認第9号 認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	障害者更生相談所 高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課	2 1 2 1
3			健康医療課 精神保健福祉センター 看護専門学校	1 1
4	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	保健環境研究所 病院管理課	1 1
5	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	佐久間病院 健康増進課 保健総務課	1 1 1
6	認第5号 認第17号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	生活衛生課 消防総務課 予防課 警防課 情報指令課	2 1 1 2
7	認第5号 認第13号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市公用地取得事業特別会計歳入歳出決算	都市計画課 土地政策課 交通政策課 市街地整備課 建築行政課 住宅課 緑政課 動物園 公園課 公園管理事務所	1 1 1 1 1 1 1 1 1

※答弁者には担当課長を含む

決算審査特別委員会の審査順序（第2分科会）

2日目

順序	議案番号	案 件 名	課名等	答弁者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課	1 1 1
2	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	産業廃棄物対策課 産業廃棄物処理課 南清掃事業所 平和清掃事業所 浜北環境事業所 天竜環境事業所	1 1 1 1 1 1
3	認第5号 認第16号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算	産業総務課 産業振興課 企業立地推進課 エネルギー推進課	3 2 1
4	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	觀光・ジャバモーション課	1
5	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	農業水産課	2
	認第10号	平成30年度浜松市と畜場・市場事業特別会計歳入歳出決算	中央卸売市場	1
	認第12号	平成30年度浜松市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	食肉地方卸売市場	1
			農業振興課	1
6	認第5号 認第7号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	農地整備課 農地利用課 農業委員会事務局 林業振興課	2 1 1 1
			次世代育成課 子育て支援課 見壇相談所	1 1 1
			幼児教育・保育課	2
			※答弁者には担当課長を含む	

第1分科会 発言順序（案）

◎10月3日（木） 1日目

審査区分 発言順序	議会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 会計課	企画調整部	総務部 選挙管理委員会 事務局	教育委員会		土木部	上下水道部
				教育総務課 教育施設課 健康安全課	教職員課 教育センター 指導課 市立高校		
1	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ
2	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松
3	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
4	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
5	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松

※第1分科会の所管は、総務委員会、市民文教委員会、建設消防委員会の一部（土木部・上下水道部）です。

※第1分科会の委員には、浜松市政向上委員会及び市民サポート浜松に所属する議員はいません。

第1分科会 発言順序（案）

◎10月7日(月) 2日目

審査区分 発言順序	市民部		財務部			
	中区・東区 西区・南区 北区・浜北区 天竜区	市民生活課 市民活動・地域政策課 UD・男女共同参画課	文化振興担当	危機管理課 税務担当	公共建築課 調達課 技術監理課 アセッセマネジメント推進課	財政課
1 創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
2 公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
3 日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松
4 自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ
5 市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松

※第1分科会の所管は、総務委員会、市民文教委員会、建設消防委員会の一部（土木部・上下水道部）です。

※第1分科会の委員には、浜松市政向上委員会及び市民サポート浜松に所属する議員はいません。

◎ 10月4日(金) 1日目

第2分科会 発言順序(案)

審査区分 発言順序	健 康 福祉 部			都市整備部		
	福祉総務課 障害者更生相談所	高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課	医療担当	保健所	消防	都市計画課 土地政策課 交通政策課 市街地整備課 建築行政課 住宅課
1	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会
2	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松
3	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松
4	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ 浜松
5	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ 浜松	創造浜松 公明党
6	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ 浜松	創造浜松	公明党
7	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ 浜松	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団 委員会

※第2分科会の所管は、厚生保健委員会、環境経済委員会、建設消防委員会の一部（都市整備部・消防）となります。

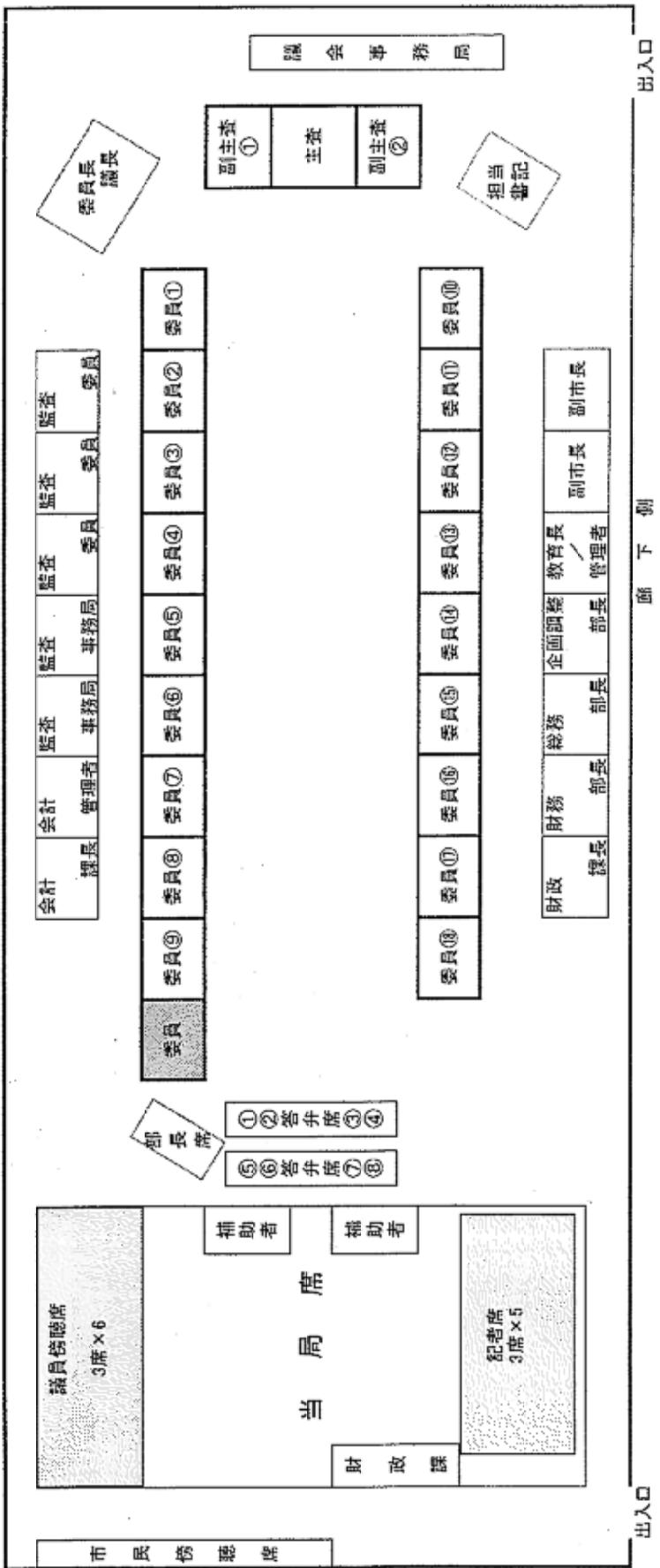
◎ 10月8日(火) 2日目

第2分科会 発言順序(案)

審査区分 発言順序	環境部		産業部		農林水産担当 農業委員会事務局	二ども 家庭部
	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課 産業廃棄物対策課	廃棄物処理課 南清掃事業所 平和清掃事業所 浜北環境事業所 天竜環境事業所	産業総務課 産業振興課 企業立地推進課 エネルギー政策課	観光・ブランド 振興担当		
1	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	日本共産党 浜松市議団
2	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	浜松市政向上 委員会
3	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	市民サポート 浜松
4	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	自由民主党 浜松
5	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	市民クラブ
6	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
7	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団

※第2分科会の所管は、厚生保健委員会、環境経済委員会、建設消防委員会の一部（都市整備部・消防）となります。

圖一 次メイ表席会科分



当局控室として、802会議室を開放(スピーカーを設置する予定。)

分科会の進捗状況は、コアら等で周知予定

(1枚中1枚目)
令和 年 月 日

浜松市議会決算審査特別委員会
委員長 様

浜松市議会決算審査特別委員会
委員 ㊞

締めくくり質疑通告書

(一括方式・分割方式)

下記のとおり締めくくり質疑を行いたいので、通告します。

記

項目 (款・項等)	内 容 (簡潔・明瞭に記入)	答弁を求めよう とする者の職名

※分割方式を選択した場合は、分割する箇所を二重線で明確に区分してください。

発言順位		会派名		議席番号	
------	--	-----	--	------	--